

令和３年度 波多津漁港維持運営計画

令和３年４月１日

（趣旨）

第１条 波多津漁港（伊万里市管理、第２種漁港）の維持管理を円滑に行うため、伊万里市漁港管理条例第３条の規定に基づき、市の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、機能施設（附帯用地及び安全施設を含む。）について、令和３年度の維持運営計画を次のとおり定める。なお、甲種漁港施設の維持管理に関しては、漁港漁場整備法（昭和２５年法律１３７号）、伊万里市漁港管理条例（昭和３６年条例２号）及び関連法令等の規定に基づき管理するものとする。

（基本施設の利用）

第２条 甲種漁港施設のうち、基本施設の利用については、次のとおりとする。

- ２ 外郭施設（防波堤、護岸及び突堤）は、船舶及び漁具などの放置を認めない。
- ３ 係留施設（岸壁及び物揚場）は、陸揚げ及び漁船の休憩のために使用する。ただし、休憩のための利用を優先しつつ、漁具その他漁業用資材積込等のために使用することができる。
- ４ 休憩漁船の係留方法は、縦づけを原則とする。ただし、漁具の積下ろし等の場合には、横づけを認める。
- ５ 浮棧橋及び船揚場は、陸揚げのために使用する。
- ６ 水域施設（泊地）は、漁船の航行、操船及び係留のためのものであり、基本的には、漁船以外の船舶の使用を認めない。ただし、許可を受けた船舶においては、漁船以外の船舶でも漁業活動等に支障のない範囲で、使用を認める。

（機能施設の利用）

第３条 甲種漁港施設のうち、機能施設（輸送施設）の利用については、次のとおりとする。

- ２ 漁港内における交差点では必ず一時停止する。
- ３ 輸送施設（道路）を利用する者は、道路交通法を遵守し、他の車両の通行に支障を与えないこと。
- ４ 前項及び前々項の規定に関わらず、漁港区域内の秩序維持のため、漁港管理者が特に指示した場合は、この限りではない。

(甲種漁港施設の管理)

第4条 波多津漁港の維持管理を円滑に行うため、令和3年度の甲種漁港施設の管理業務の一部を次のとおり委託する。

- (1) 件名は「令和3年度 波多津漁港管理業務委託」とする
- (2) 委託先は「佐賀玄海漁業協同組合波多津支所」とする
- (3) 委託内容は別添仕様書による
- (4) 漁港管理業務に関しては、別途、業務委託契約を締結し、その委託費用を決定するものとする
- (5) 受託者は、漁港漁場整備法及び伊万里市漁港管理条例の規定の他、関連法令及び例規の規定を遵守すること

令和3年度 波多津漁港管理業務委託 業務仕様書

1. 業務場所

伊万里市 波多津町 辻 地内

2. 業務委託期間

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

3. 業務内容

(1) 係船状況巡回指導 (年間・週1回)

(2) 清掃及び草刈り等作業

① 漁港区域内の清掃 (年2回)

② 漁港区域内の草刈り (年2回)